

国県指定等文化財数（令和6年12月9日現在、官報・県報告済みのもの）

文化財種別	種 類	国指定		県指定		合 計		
		細別件数	種別件数	細別件数	種別件数	細別件数	種別件数	
有形文化財 (重要文化財)	建造物(近世以前/近代)〈うち国宝〉	24 〈1〉	27	38	56	62	83	
	建造物(石造文化財)	3		18		21		
	美術工芸品(絵画)		5		37		42	
	美術工芸品(彫刻)		3		39		42	
	美術工芸品(工芸品)		4	61		39		43
	美術工芸品(書跡)		3			12		15
	美術工芸品(書跡及び歴史資料)		0			1		1
	美術工芸品(古文書)		1			7		8
	美術工芸品(考古資料)		17			22		39
美術工芸品(歴史資料)		1			6		7	
無形文化財	重要無形文化財		1			0		1
民俗文化財	重要有形民俗文化財		3			7		10
	重要無形民俗文化財		4			21		25
記念物	史跡(古墳)	16	51	26	90	42	141	
	史跡(城館址寺址遺跡)	25		32		57		
	史跡(碑墓所その他)〈うち特別史跡〉	10 〈3〉		32		42		
	名勝	5	7	1	2	6	9	
	名勝及び天然記念物	2		1		3		
	天然記念物及び名勝	1	19	3	98	4	117	
	天然記念物(植物(独立樹))	6		69		75		
	天然記念物(植物群落)	4		8		12		
	天然記念物(植物群落及び地質岩石)	1		0		1		
	天然記念物(地質岩石)〈うち特別天然記念物〉	5 〈1〉		8		13		
	天然記念物(天然保護区)〈うち特別天然記念物〉	2 〈1〉		1		3		
	天然記念物(動物繁殖地)	0		2		2		
天然記念物(動物種指定)〈うち特別天然記念物〉	* 〈1〉	7		7				
合 計			146		437		583	

重要伝統的建造物群保存地区		2		0		2
重要文化的景観		1		0		1
選定保存技術		0		1		1
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		10		1		11
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財		1		0		1
登録有形民俗文化財			2			
登録有形文化財(建造物)		136箇所	343件	2		345
登録有形文化財(美術工芸品) ※建造物以外の有形文化財			1	2		3

※\*は、国指定天然記念物(動物種指定)のカモシカ(特別)、ヤマネ、日本犬各種、鶏各種、イヌワシ、ミヤコタナゴ、アユモドキ等が県内に生息していることを示すが、全体把握が困難であるため、件数には計上しない。

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国記録選択)は10件あるが、そのうち2件は国の重要無形民俗文化財に、6件は県の重要無形民俗文化財に指定されている。